## 議案第37号

## 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96 条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前	

(職員の派遣)

第2条 任命権者(法第2条第1項に規定する任命権者をいう。 以下同じ。)は、地域医療を担う公的病院を開設している公益 的法人等であって知事が別に定めるものとの間の取決めに基づ き医師である職員(次項に定める職員を除く。以下この項にお いて同じ。)を派遣することができるほか、次に掲げる公益的 法人等との間の取決めに基づき、当該公益的法人等の業務にそ の役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することがで きる。

- (1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるものア〜ク略
  - ケ 公益財団法人日本オリンピック委員会
  - コ略
  - サ略
  - シ 略
  - ス略
- $(2)\sim(5)$  略
- 2 · 3 略

## (職員の派遣)

第2条 任命権者(法第2条第1項に規定する任命権者をいう。 以下同じ。)は、地域医療を担う公的病院を開設している公益 的法人等であって知事が別に定めるものとの間の取決めに基づ き医師である職員(次項に定める職員を除く。以下この項にお いて同じ。)を派遣することができるほか、次に掲げる公益的 法人等との間の取決めに基づき、当該公益的法人等の業務にそ の役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することがで きる。

- (1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるものア〜ク略
  - ケ略
- コ略
- サ 略
- シ 略
- $(2)\sim(5)$  略
- 2 · 3 略

附則 この条例は、平成29年4月1日から施行する。